

## 強化指定選手選考規程

### 1. 強化指定選手選考規程の制定と公表

強化指定選手選考規程は理事会で制定し公表する。

### 2. 強化指定選手の決定と公表

強化指定選手の選考は、選手選考委員会で検討し、理事会の承認をもって1月末までに公表する。

### 3. 強化指定選手の種類および人数

|                |       |       |
|----------------|-------|-------|
| ① ナショナルチーム選手   | 男子4名  | 女子4名  |
| ② ナショナルチーム候補選手 | 男子3名  | 女子2名  |
| ③ 育成選手         | 男子若干名 | 女子若干名 |
| ④ 次世代育成選手      | 男子若干名 | 女子若干名 |

### 4. 強化指定選手の指定期間

指定期間は、毎年、4月1日より翌年3月31日までの1年間とする。

### 5. 強化指定選手の要件

強化指定選手は、次のいずれも該当する者の中から選考基準を満たす者を選考する。

- (1) 国際大会において、メダル獲得または入賞の可能性のある者。
- (2) 連盟内の要請に基づき、合宿・国際大会等の強化事業に参加できる者。
- (3) 日本代表選手としての自覚を持ち、基本的な遵守すべき事項を守る事ができる者。

### 6. 強化指定選手の選考方法

(1) 選考基準による選考は以下の通りとする。

- ①強化指定選手は、前年度の国内大会の結果に基づく国内大会ポイントと直近の世界ランキングポイントの合計順位の上位より選考する。
- ②国内総合ポイントと世界ランキングポイントは、パラリンピックや世界選手権大会等を考慮して選考する為に、各年度ウェイト配分を行い以下の通りとする。
  - A. 次回パラリンピック開催の3年前と2年前は、国内総合ポイント×7+世界ランキング×3の配分とする。
  - B. 次回パラリンピック開催の1年前と開催年は、国内総合ポイント×3+世界ランキングポイント×7の配分とする。
- ③国内総合ポイントは、前年度の連盟主催の全国大会（年代別大会は除く）の結果に基づく総合ポイントとする。
  - A. 男子のランキングポイントは、前記大会の16位までポイントを与える。

B. 女子のランキングポイントは、前記大会の8位までポイントを与える。

④国内ランキング順位による獲得ポイントは下記の通りとする。

1位 35点、 2位 30点、 3位 28点、 4位 26点、  
5位 24点、 6位 22点、 7位 20点、 8位 18点、  
9位 16点、 10位 14点、 11位 12点、 12位 10点、  
13位 8点 14位 6点 15位 4点 16位 2点

⑤世界ランキングポイントは、ITTF パラが発表した直近の世界ランキング順位による。  
獲得ポイントは下記の通りとする。(国内順位は関係しない)

1位 70点 2位 66点、 3位 62点、 4位 58点、  
5位 54点 6位 50点、 7位 46点、 8位 42点、  
9位 38点 10位 34点、 11位 30点 12位 26点、  
13位 22点 14位 18点 15位 14点 16位 10点  
17位 8点 18位 6点 19位 4点 20位 2点

⑥パラリンピックと世界選手権大会の出場者には、翌年1年間のみ成績順に従って特別ポイントを付与する。特別ポイントは、上位より50点×3、30点×3、20点×3とする。

⑦連盟が認めた国際大会への派遣選手が、遠征中に不可抗力によりポイントの発生する国内大会に参加できない場合は、直近の大会の50%を与える。

(2) ナショナルチーム選手とナショナルチーム候補選手は、前記(1)に従って選考する。  
同得点の場合は世界ランキング上位選手を優先する。

なお、世界ランキングを有しない選手同士の同得点の場合は、直近の大会の順位を優先する。

(3) 育成選手は、ナショナルチーム選手、ナショナルチーム候補選手外で各大会の成績を参考にして、特に有望と認められる選手を選考する。

(4) 次世代選手枠は22歳以下の選手とし、以下の条件を満たす者の中から選考する。

①連盟が主催する大会(年代別大会を除く)の男子16位以内、女子8位以内の入賞者。

但し、2022年度の選考に限り、2021年度オープントーナメント決勝進出者も対象とする。

②年代別(10代・20代)大会優勝者。

③その外、特に有望と認められる選手について選考する。

7. 上記規程の条件以外に不可抗力等により代表選手に選出されなかった者の中で、特に活躍が顕著な選手がいた場合には理事会の承認をもって日本代表選手団として選考する場合がある。

8. この規程に定めるもののほか、本連盟について必要な事項は会長が定める。

附則 2020年(令和2年)11月 6日 全面改訂

2022年(令和4年)1月18日 改定